



いろいろな情報をまとめて紹介します

みんなで考え、みんなで実行

# 目指せ！ 財政健全化

## トンネルの向こう側 見えるもの

留萌と同じく、市立病院をはじめとする巨額の赤字に悩む赤平市では、固い決意と猛烈な勢いで財政健全化に取り組んでいます。

今月は、赤平市の再建内容を参考にして、留萌市の行政改革の課題についていっしょに考えてみましょう。



■ “出前トーク” 受け付け中！  
「財政健全化や病院経営の詳しい話を聞きたい」方は、財務課までご連絡ください。担当職員が「出前」で説明にうかがいます。団体・サークルなど、5名以上でお願いします。お申し込み先  
留萌市役所財務課  
電話 42-1813  
FAX 43-8778  
メール zaimu@e-rumoi.jp



し、改革を進めています。病床数削減（190床から120床）。

医療職員給与は、平均26、28%の削減。

看護師の早期退職で、50名がフルタイムからパートへ。

医薬材料費は、徹底した単価交渉と在庫管理で圧縮。

消耗品は配当制で診療科ごとのコスト意識を徹底。

留萌市立病院も、350床からの削減、給与、材料費の改革が課題です。

国民健康保険会計が赤字の場合、保険税を随時改正。悪質な滞納者の行政サービスを制限する条例を制定。対象は市税・国保税・介護保険料や汲み取り料・保育料など。

留萌市は、固定資産税、軽自動車税とも標準税率（税法で定められた水準）です。7月から下水道料金を改定。国民健康保険、介護保険などの特別会計は毎年の収支均等赤字を出さないが目標です。

市立病院改革  
赤平市立病院では、院長を先頭に全職員が危機感を共有

職員数は、57歳で給料30%・退職手当削減との制度で（現在は制度廃止）52名が退職。一般行政職員はH10年の350名から186名に削減。

留萌市は、一般行政職員平均で11.3%削減。H20年度に限り、職員数は、H10年の388名から現在は251名（消防病院を除く）

収入確保とペナルティ  
赤平では、税率を高くし、滞納者の罰則も定めています。固定資産税は1.5%で標準税率1.4%を超え、軽自動車税は標準税率の1.5倍

域の手で」という市民の自治に取り組んでいます。地域の公園は地域で管理。集会所・会館等は、市が建設し、町内会で管理運営。金銭的な助成は一切なし。

イベントの補助金はゼロ、市民団体が自主的に実施。

留萌には、団体を維持するための補助金や町内会への助成制度もあります。

人件費の削減  
赤平では、思い切った改革を実施しています。

一般職の給与は、30%削減（H20年度に限り）

公共施設の統廃合  
赤平の公共施設は、目的が重複する施設は原則休止です。スキー場、公民館はすでに休止。今年には文化会館とスポーツセンターを休止、児童館を統合。

学校は、複式学級の解消を視野に、小学校は9校、5校、中学校は4校、2校に統合。

留萌では、小規模校の閉校や福祉センターなどの自主管理はありますが、施設の休止はまだありません。

市民力の発揮  
赤平では、地域のことは地

### 従来の免除基準と新しい免除基準 平成20年10月1日

全額免除 (障がい者の方を世帯構成員に有する場合)	
平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
生活保護法による最低生活費の額に身体障がい者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市民税非課税
重度の知的障がい者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税	世帯構成員全員が市民税非課税 (重度以外も対象)
適用外	世帯構成員全員が市民税非課税

※従来の「身体障がい者」「重度の知的障がい者」から対象を拡大します。

半額免除 (障がい者の方が世帯主の場合)	
平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
●視覚・聴覚障がい者 ●重度の肢体不自由者	●視覚・聴覚障がい者(変更なし) ●重度(注1)の身体障がい者(内府機能障がい等を追加)
適用外	重度(A判定)の知的障がい者
適用外	重度(Ⅱ級の方)の精神障がい者

※従来の「重度の肢体不自由者」から対象を拡大します。  
(注1) 1級または2級の方

## 障がい者対象のNHK放送受信料

平成20年10月1日から免除基準が改定され拡大します

8月1日より受付開始  
対象となる方は、市・社会福祉課に申請書がありますので手続きを行ってください。

【持参するもの】  
障がい者手帳・印鑑  
本年、1月2日以降に留萌市に転入された方は、前住所地の市町村民税課税証明書を持参願います。

なお、現在、半額免除の方で、全額免除の該当にならない方は、あらたに申請書を提出する必要があります。



■NHK視聴者コールセンター  
☎0570・077・077  
市・社会福祉課  
☎42・1807

## 国民年金の保険料納付に困ったら

市役所又は社会保険事務所に相談を  
せん。

なお、保険料の免除や一部納付、猶予の承認を受けた期間については、10年以内であれば後から納付（追納）することが出来ます。

ただし、2年を経過した分については、当時の保険料額に応じた加算額が上乘せされます。

市・市民課

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請することにより保険料の納付が免除、一部納付又は猶予となる制度があります。

保険料に未納があると、将来老齢基礎年金が受給できなくなる可能性があるほか、障害や死亡など不慮の事故が発生すると障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

保険料の納付に困ったら未納のままにしないで、必ず市役所又は社会保険事務所

に相談をし、次の免除制度等を利用しましょう。

保険料免除制度

申請により、保険料の全額又は一部が免除（一部納付）となる制度で、申請者の所得及びその世帯主、配偶者の所得や世帯人員によって承認されます。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金額の算定時に一定の率で減額されます。

若年者納付猶予制度及び学生納付特例制度  
同居している親などの収入が多いため免除制度を利用することが出来ない、「一定の所得以下の30歳未満の方」は、申請により保険料の納付が猶予される。「若年納付猶予制度」が、また、「一定の所得以下の学生」（一部対象とならない学校等があります）については、申請することにより在学中の保険料が猶予される。「学生納付特例制度」がそれぞれ利用できます。

これらの制度も承認を受けた期間は、受給資格期間には含まれますが、老齢基礎年金額の算定には算入されま

「ねんきん特別便」を受け取ったら  
ご自身の年金記録をご確認の上、記録に「もれ」や「間違い」があるないにかかわらず、次の手続きをお願いします。

緑色の封筒を受け取られた方	「年金加入記録回答票」に必要な事項を記入の上、同封している封筒にて郵送して下さい。
青色の封筒を受け取られた方	留萌社会保険事務所（43-7211）又は、市役所市民課（42-1805）にご相談下さい。